

『手話学研究』投稿原稿内規	
第1条	本内規は『手話学研究』内規に基づき、投稿原稿（以下、原稿）に関する事項を別に定める。
第2条	原稿の種類は「論文」「研究ノート」「総説」「書評」の4種類とする。 (1) 論文：手話学に関する研究成果をまとめた <b>学術的論文</b> 。 (2) <b>研究ノート</b> ：手話学に関する研究成果をまとめた <b>萌芽的論文</b> 、または手話学に関する提案を <b>はかる萌芽的論文</b> 。 (3) 総説：手話学に関する知見を <b>新たな観点で</b> 整理した資料的論文。 (4) 書評：手話学に関する書物を紹介・批評した論文。
第3条	原稿は下記の要件を満たさなければならない。 (1) 筆頭著者が本会会員であること。 (2) 著者が複数の場合は、筆頭著者と corresponding author が本会会員であること。 (3) すべての著者が投稿に同意していること。 (4) 別に定める「投稿倫理内規」に反していないこと。
第4条	原稿の仕様は「執筆ガイドライン」にて別に定める。
2	著者は原稿の主張を補強する材料として、補助資料を提出することができる。これらの補助資料は、査読、あるいは掲載の可否の決定の材料として利用されるが、『手話学研究』には掲載されない。
第5条	投稿先は本会事務局とする。
第6条	原稿は本会事務局によって受付が確認された日を受理日とする。
2	提出書類に不備があった場合、本会事務局によって不備の解消が確認された日を受理日とする。
3	「日本語校閲内規」で定める日本語校閲をおこなった場合には、校閲完了日を受理日とする。
4	本会事務局は、受理日を投稿者に通知する。
第7条	原稿の初回査読のための査読者2名の選定は以下の通りおこなう。 (1) 編集委員長は受理日より、原則として2週間以内に、利害関係と専門性を考慮して担当編集委員を指名し、査読の手続きを委任する。 (2) 担当編集委員は委任日より、原則として2週間以内に、利害関係と専門性を考慮して査読者2名を選任し、内諾を得て編集委員長に報告する。なお査読者は本会会員でなくてもよい。 (3) 担当編集委員は報告日より、原則として2週間以内に査読者に査読依頼をおこなう。
2	査読期間は原則として1ヶ月とする。担当編集委員は査読期間を管理し、期限を過ぎた査読者には督促をおこなう。査読者が督促に応じない場合は担当編集委員は別の査読者を選定するか、自らが査読者となって査読をおこなう。
第8条	査読者は下記の事項にしたがい、原稿の評価および判定を別に定める「査読報告書」に記し、担当編集委員に提出する。
2	原稿の評価にあたっては公平公正を旨とする。原稿が利害関係のある投稿者によるものである場合、あるいはそのように疑われる場合は、直ちに担当編集委員に申し出なければならない。

3	<p>原稿の評価にあたっては『手話学研究』の趣旨および原稿の種別に鑑み、内容の新規性や有用性を評価し判定する。</p> <p>A:掲載可 B:部分的な修正を条件に掲載可 C:修正のうえ再査読 D:掲載不可</p> <p>また原稿の評価にあたって、種別を変更したほうが望ましいと考えられる場合、種別の変更を判定の条件とし、種別の変更を投稿者に勧めることができる。</p>
4	<p>原稿の採否判定にあたっては原稿の持つ本質的な価値を積極的に評価し、判定理由については、客観的かつ論理的に説明しなければならない。わずかな誤りは著者の責任とするという考え方に立ち、表現や記述の細部に必要以上にこだわってはならない。主義や観念の違いを評価判定の理由としてはならない。</p>
5	<p>査読者は知り得た情報を該当業務以外の目的に用いてはならない。</p>
第9条	<p>担当編集委員は、担当編集委員は初回査読の結果が出たあと、2週間以内に査読者の審査者として、査読者の採否判定に問題がないかを確認し採否判定をおこない、編集委員長に報告する。</p> <p>(1) 初回査読において、査読者2名の評価判定が一致した場合、原則として査読者の評価判定にしたがい、採否判定をおこなう。</p> <p>(2) 初回査読において、査読者2名の評価判定が一致しなかった場合、査読者の審査者として採否判定をおこなう。</p>
2	<p>編集委員長は担当編集委員の採否判定の承認をおこなう。</p>
第10条	<p>担当編集委員は初回査読による評価判定の結果を投稿者に連絡する。</p>
第11条	<p>報告を受けた投稿者は、原則として2ヶ月以内に修正原稿および評価判定に対する回答書を本会事務局に提出する。期限を過ぎても修正原稿の提出がない場合、あるいは投稿者からの申し入れがあった場合は、取り下げとする。</p>
2	<p>修正原稿および回答書の提出方法は上記の条項に準じる。</p>
3	<p>修正原稿の再査読は上記の条項に準じる。</p>
第12条	<p>初回査読ないし再査読の結果、採択の報告を受けた投稿者は、原則として1ヶ月以内に、最終原稿を本会事務局に提出する。期限を過ぎても修正原稿の提出がない場合、あるいは投稿者からの申し入れがあった場合は、取り下げとする。</p> <p>(1) 最終原稿の提出方法は上記の条項に準じる。</p> <p>(2) 最終原稿を受理した後、編集委員長は最終原稿のゲラを投稿者に連絡する。</p>
第13条	<p>編集委員長ないし担当編集委員は上記の業務の一部を本会事務局に委託することができる。</p>
第14条	<p>査読結果が明らかに公平・公正を欠くと判断される場合、担当編集委員は編集委員長の許可を得て、査読者を変更することができる。</p>
第15条	<p>投稿者は査読結果が明らかに公平・公正を欠くと判断される場合、異議申し立てをおこなうことができる。異議申し立ては1回のみとする。異議申し立てがあった場合、編集委員長は必要によ</p>

	<p>り、編集委員会の合議の下で、原則 1 ヶ月以内に下記のいずれとするかを決定し、著者に報告する。</p> <p>(1) 疑義のあった査読意見を述べた査読者を変更し、再度査読をおこなう。</p> <p>(2) 疑義について却下し、原査読結果を最終決定とする。</p>
第 16 条	本内規の変更は編集委員会および理事会の議を経なければならない。
附則	本内規は 2019 年 7 月 1 日より制定施行する。
	本内規は 2022 年 2 月 28 日より改正施行する。
	本内規は 2022 年 9 月 1 日より改正施行する。